

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和5年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者に対し、保険給付事務等を行っている。地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。特定個人情報以下を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保健事業</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<p>(1) eG-Wellness健康管理システム (2) MICJET番号連携サーバ (3) Acrocity行政基本システム (4) 市町村事務処理標準システム (5) 国保情報集約システム (6) 国保総合システム (7) 中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 16、30の項</p> <p>2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 4の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項及び別表第一 30の項(利用範囲) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 27、42、43の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課、健康増進課
②所属長の役職名	税務課長、健康増進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3123 健康増進課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3133

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月6日	I 1. ③システムの名称	Tops21国民健康保険システム	(1)Tops21-e国民健康保険システム (2)Tops21-e総合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	・別表第一 16, 30の項	第9条第1項別表第一 16, 30の項	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	なし	3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事後	
平成28年5月6日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,12,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条、第25条	(情報提供の根拠) ・番号法第9条第2項及び別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 (情報照会の根拠) ・番号法第9条第2項及び別表第二 27,42,43の項 ・主務省令第20条、第25条	事後	
平成28年5月6日	I 5. ②所属長	税務課 脇 英訓、健康増進課長 高倉 伸介	税務課 岡野 修二、健康増進課長 利光 隆男	事後	
平成28年12月22日	I 1. ③システムの名称	(1)Tops21-e国民健康保険システム (2)Tops21-e総合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)中間サーバー	(1)Tops21-e国民健康保険システム (2)eG-Wellness 健康管理システム (3)Tops21-e総合宛名システム (4)Tops21-e共通管理システム (5)中間サーバー	事後	
平成28年12月22日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第9条第2項及び別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 (情報照会の根拠) ・番号法第9条第2項及び別表第二 27,42,43の項 ・主務省令第20条、第25条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27,42,43の項 ・主務省令第20条、第25条、第25条の2	事後	
平成29年7月7日	I 1. ③システムの名称	(1)Tops21-e国民健康保険システム (2)eG-Wellness 健康管理システム (3)Tops21-e総合宛名システム (4)Tops21-e共通管理システム (5)中間サーバー	(1)Tops21-e国民健康保険システム (2)Tops21-e高額療養費システム (3)eG-Wellness 健康管理システム (4)Tops21-e総合宛名システム (5)Tops21-e共通管理システム (6)市町村事務処理標準システム (7)国保情報集約システム (8)次期国保総合システム (9)中間サーバー	事後	
平成30年6月13日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・(略)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・(略)	事後	
平成30年6月13日	I 5. ②所属長の役職名	税務課 岡野 修二、健康増進課長 利光 隆男	税務課、健康増進課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 1. ③システムの名称	(1)Tops21-e国民健康保険システム (2)Tops21-e高額療養費システム (3)eG-Wellness 健康管理システム (4)Tops21-e統合宛名システム (5)Tops21-e共通管理システム (6)市町村事務処理標準システム (7)国保情報集約システム (8)次期国保総合システム (9)中間サーバー	(1)eG-Wellness 健康管理システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)市町村事務処理標準システム (5)国保情報集約システム (6)次期国保総合システム (7)中間サーバー	事後	
令和1年6月10日	I 5. ②所属長の役職名	税務課、健康増進課長	税務課長、健康増進課長	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I 1. ③システムの名称	(1)eG-Wellness 健康管理システム (2)Tops21-e統合宛名システム (3)Tops21-e共通管理システム (4)市町村事務処理標準システム (5)国保情報集約システム (6)次期国保総合システム (7)中間サーバー	(1)eG-Wellness健康管理システム (2)MICJET番号連携サーバ (3)Acrocity行政基本システム (4)市町村事務処理標準システム (5)国保情報集約システム (6)国保総合システム (7)中間サーバ	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事務等を行っている。 地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事務等を行っている。 地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。 特定個人情報を用いた以下の事務で取り扱う。 ①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課 ③保健事業 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 16. 30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第16条、第24条 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 16. 30の項 2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 4の項	事後	
令和3年7月6日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 27,42,43の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 27, 42, 43の項	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月24日	I 1. ②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事務等を行っている。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。</p> <p>特定個人情報に以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課 ③保健事業</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事務等を行っている。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課している。</p> <p>特定個人情報に以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保険給付、資格管理 ②保険税の賦課 ③保健事業</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバ、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。</p>	事後	
令和4年10月24日	I 3. 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 16. 30の項</p> <p>2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 4の項</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一 16. 30の項</p> <p>2. 日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4条及び別表第二 4の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項及び別表第一 30の項(利用範囲) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年10月24日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 2, 6, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 27, 42, 43の項</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 2, 6, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 27, 42, 43の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年7月1日時点	事後	
令和5年10月27日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 2, 6, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 95, 97, 106, 109, 120の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 27, 42, 43の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び第9号並びに別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 2, 6, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 27, 42, 43の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	